

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第二十三号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十七号鳥取縣生活物資生産販売業者登録手数料規則の一部を次のように改める。

昭和二十五年四月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條第一項第二号の末尾に次のように加える。

- 9、み そ 五百円
- 10、しよゆ 五百円

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

◇鳥取縣規則第二十四号

昭和二十五年四月十四日 金曜日
第二千九十九号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第六十九号鳥取縣地方競馬実施規程を次のように改める。

昭和二十五年四月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方競馬実施規程中改正規程

第三十三條中「三十円」を「五十円」に、第三十四條中「五十円」を「百元」に、第八十七條中「八円」を「十円」に改める。

附則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第二十五号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第五十七号無畜農家解消縣有牛貸付規則の一部を次のように改める。

昭和二十五年四月十四日

本報 大キサハ國定價格A五

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

無畜農家解消縣有牛貸付規則中改正規則
第七條中第二項以下を次のように改める。

前項の場合借受者はその牛の事故発生時の價格の五割に相当する金額を知事の指定した期日に賠償しなければならぬ。但し事故の原因が天災其他やむを得ない事由によると知事が認めるときは賠償金額を減免することがある。
借受者の故意又は重大なる過失による事故のときはその事故発生時の價格の全額を賠償しなければならない。
第十條中「第六條第二項」を「第六條第一項但し書」に改める。

接 種 日 時 区 域 (市町村)

昭和二十五年 四月二十日 (午前九時から十二時まで)	津ノ井村
同	面影村
同二十四日 (十二時から午後三時まで)	浦富町
同二十五日	岩井町

附 則
この規則は公布の日から施行する。

告 示
◇鳥取縣告示第九十一号
家畜傳染病予防法第七條の規定により次のように狂犬病予防注射を実施する。

昭和二十五年四月十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記
(一) 家畜の種類 犬
(二) 区域及び日時

実施場所
津ノ井村役場
面影村同
浦富町同
岩井町同

同二十六日 (午前九時から午後三時まで)	鳥取市
同	成器村
同二十七日 (午前九時から十二時まで)	大茅村
同二十八日 (午前九時から十一時まで)	小田村
同 (午前十一時から午後三時まで)	田後村
同五月一日 (十二時から午後三時まで)	福部村
同	東 村
同 八日	倉田村
同 九日 (午前九時から十一時まで)	米里村
同 十日 (午前九時から十二時まで)	宇倍野村
同 十一日	蒲生村
同 (十二時から午後三時まで)	本庄村
同 十二日	大岩村
同 十三日	網代村
同	下私都村、中私都村、上私都村
同四月二十四日 (午前九時から午後一時まで)	船岡村、隼村
同二十五日	安部村、八東村
同二十六日	安部村同

鳥取市	鳥取保健所
成器村	成器村役場
大茅村	大茅村同
小田村	小田村同
田後村	田後村同
福部村	福部村同
東 村	東 村同
倉田村	倉田村同
米里村	米里村同
宇倍野村	宇倍野村同
蒲生村	蒲生村同
本庄村	本庄村同
大岩村	大岩村同
網代村	網代村同
下私都村、中私都村、上私都村	中私都村同
船岡村、隼村	船岡村同
安部村、八東村	安部村同

同二十七日	同	賀茂村、國中村、大御門村	智頭保健所郡家分室
同二十八日	同	用瀬町、大村、社村	用瀬町役場
五月一日	同	丹比村、若櫻町、池田村	若櫻町同
同 二日	同	山郷村、智頭町(智頭、富沢、山形区)	智頭保健所
同 四日	同	智頭(土師、那岐区)	那岐支所
同 八日	同	八上村、散岐村	散岐村役場
同 九日	同	河原町、国英村	国英村同
同 十日	同	佐治村	佐治村同
同 十一日	同	西郷村	西郷村同
同 十二日	同	大伊村	大伊村同
四月二十日(午前十一時から午後二時まで)		東郷村、大正村	大正村同
同二十一日	同	松保村、湖山村、千代水村	湖山村同
同二十四日	同	豊実村、明治村	豊実村同
同二十五日	同	吉岡村、大郷村	吉岡村同
同二十六日	同	美穂村、大和村神戸村	大和村同
同二十七日	同	寶木村、酒津村、瑞穂村	寶木村同
同二十八日	同	末恒村	末恒村同
五月一日(午前九時から午後三時まで)		浜村町、逢坂村、勝谷村	氣高保健所

同 二日(午前九時から十一時まで)	鹿野町、小鷲河村	鹿野町役場
同 四日(午前十一時から午後二時まで)	青谷町、中郷村	青谷町同
同 八日(十二時から午後二時まで)	日置谷村、日置村、勝部村	日置谷村同
同四月二十日(午後一時から三時まで)	倉吉町、社村	倉吉保健所
同二十一日(午前九時三十分から十一時三十分まで)	上井町、西郷村	上井公会堂
同二十四日(午前十時から十二時まで)	中北條村、上北條村、下北條村	下北條村役場
同二十五日(午後一時から三時まで)	三朝村、三徳村、小鹿村	三徳村同
同二十六日	旭村	旭村同
同二十七日	竹田村	竹田村同
同二十八日(午前十時から十二時まで)	東郷松崎村、花見村、舍人村	東郷松崎村同
五月一日	泊村、宇野村	泊村同
同 二日	淺津村、橋津村、長瀬村	長瀬村同
同 八日(午前十一時から午後一時まで)	高城村、北谷村	北谷村同
同 八日(午後一時から三時まで)	山守村	山守村同
同 九日(午前十時から十二時まで)	八橋町、浦安町	浦安町家畜市場
同 九日(午前九時から十一時まで)	矢送村、南谷村	矢送村同
同 九日(午前十一時から午後一時まで)	下郷村、上郷村、古布庄村	上郷村役場
同五月十日(午後一時から四時まで)	彦名村	彦名村同

同	(午前九時から十二時まで)	崎津村
同	同	渡村
同	(午後一時から四時まで)	外江町
同	九日(午前九時から十二時まで)	境町
同	(午後一時から四時まで)	上道村
同	八日(午前九時から十二時まで)	余子村
同	(午後一時から四時まで)	中浜村
同	(午前九時から十二時まで)	大篠津村
同	(午後一時から四時まで)	和田村
同	九日(午前九時から十二時まで)	富益村
同	(午後一時から四時まで)	夜見村
同	一日(午前九時から十二時まで)	成実村
同	(午後一時から四時まで)	天津村
同	同	大国村
同	(午前九時から十二時まで)	法勝寺村
同	二日(午前十一時から午後二時まで)	上長田村
同	同	東長田村
同	四月二十八日(午前九時から十二時まで)	賀野村

同	(午後一時から四時まで)	手間村
同	同	尙徳村
同	(午前九時から十二時まで)	五千石村
同	同	幡郷村
同	同	大幡村
同	(午前九時から十二時まで)	縣村
同	(午後一時から四時まで)	春日村
同	同	大高村・大山村赤松附近
同	同	巖村
同	同	日吉津村
同	同	大和村
同	同	淀江町
同	同	宇田川村
同	同	高麗村
同	同	所子村
同	同	大山村
同	同	庄内村
同	同	名和村
同	同	名和村

同	(午前九時から十二時まで)	御來屋町	御來屋町同
同	(午後二時から四時まで)	光徳村	光徳村同
同	(午前十時から十一時まで)	逢坂村	逢坂村同
五月十一日	(午前九時から午後三時まで)	米子市	米子市役所
同 十二日	同	同	同
四月二十日	(午前十時から十二時まで)	八郷村	八郷村役場
同 二十一日	(午前九時から十二時まで)	二部村	二部村同
同 二十二日	同	溝口町	溝口町同
同 二十四日	同	江尾町	江尾町同
同 二十五日	(午前十一時から十二時まで)	日光村	日光村同
同 二十六日	同	米沢村	米沢村同
同 二十七日	同	神奈川村	神奈川村同
同 二十八日	同	阿毘縁村	阿毘縁村同
同	(午後五時から七時まで)	山上村	山上村同
五月 二日	(午前十一時から十二時まで)	大宮村	大宮村同
同 四日	(午前九時から十二時まで)	黒坂町	黒坂町同
同 六日	(午前十一時から十二時まで)	多里村	多里村同
同 八日	(午前九時から十二時まで)	日野上村	日野上村同

同	九日(午前十時から十二時まで)	石見村	石見村同
同	十日(午前十時から十二時まで)	福榮村	福榮村同
同	十一日(午前九時から十二時まで)	根雨町	根雨町同

根雨町 日野村

三 実施要領

- 一、区域内に飼育する畜犬は各所定の日時、場所にひきつけて注射を受けなければならない。
- 但し指定の区域でなくとも便宜上最寄りの場所にひきつけても差支ない。
- 一、畜犬鑑札は必ず犬の頸部に着けて置くこと。
- 一、予防注射を終了したときは狂犬病予防注射済の証並びに証票を交付する。
- 一、既往に狂犬病予防注射済の証票を有するものはその票を持参すること。
- 一、狂犬病予防接種手数料として畜犬一頭につき二百円を徴収する。
- 一、狂犬病予防注射済の証票は鑑札と共に頸部に附けて置くこと。

鳥取縣告示第九十二号

鳥取縣から左記の者に交付した健康保險被保險者証は滅失した届出があつたから滅失の日から無効とする。

昭和二十五年四月十四日

記

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記号番号 氏名 事業所名

鳥いれ 七八 長石 武夫 池内製綿工場

被保險者証 交付年月日 昭和 二四、六、一

被保險者証 滅失年月日 昭和 二四、一一、三〇

00202

鳥といき	一九	小田 恒子	鳥取糧菓株式会社	同	同	一〇
鳥まく	七七	新 賢治	前田機械製作所	同	同	一一、一〇
鳥をろ	一一	笹岡 留夫	大黒木材株式会社	同	同	同
鳥といれ	二二	栃本 壽夫	鳥取銀行	同	同	一一、一五
鳥しか	一三	谷岡 潔	有限会社尙文館印刷部	同	同	一二、一
鳥こは	一〇〇	沢山 岩一	合同木工株式会社	同	同	二五、一、一〇
鳥たい	三〇七	寺坂 光男	大同木材工業株式会社	同	同	二四、八、三〇
鳥ふく	二一〇	大橋 繁壽	文化飯櫃製作所	同	同	二五、二、三
同	一六五	伊藤 永保	同	同	同	同
鳥よね	三四四	岩谷 妙子	吉谷機械製作所	同	同	二四、九、一〇
鳥をさ	八四	岩竹 秀夫	大鳥機工株式会社	同	同	二五、三、一〇
鳥いれ	七七	桃木 昭子	池内製綿工場	同	同	同
鳥にに	二〇二	永原 勝子	株式会社日本海新聞社	同	同	同
鳥よこ	五七	小林 留藏	横河造機株式会社	同	同	二四、一二、
鳥ひ	九六	谷林 吉藏	日の丸自動車株式会社	同	同	同
鳥こは	一二〇	影日喜代子	合同木工株式会社	同	同	同
鳥とはむ	一九	林上 博藏	鳥取ゴム工業株式会社	同	同	二五、一、三一
鳥とにし	二	堀田 豊	鳥取食糧興業株式会社	同	同	二四、一二、二〇

00203

鳥とろわ	五五	臼井安太郎	鳥取縣中制服鳥取工場	同	同	二五、二、二〇
鳥といき	一三八	田中健一郎	鳥取糧菓株式会社	同	同	二四、九、三〇
同	九	尼子 直道	同	同	同	同
鳥とはれ	四	横河 文衛	鳥取縣薪炭卸売株式会社	同	同	一二、一〇
鳥とはな	二八	奥山 道夫	鳥取土木建築株式会社	同	同	八、一
同	六	森田 爲義	同	同	同	一〇、一二
同	一八	中野 淺藏	同	同	同	同
同	一九	中野 義春	同	同	同	同
同	二〇	中野 政治	同	同	同	同
同	二二	岡田 長平	同	同	同	同
同	二三	岡田 豊	同	同	同	九、二八
同	二六	山下 武夫	同	同	同	同
鳥をさ	一二〇	中本 政明	大鳥機工株式会社	同	同	同
同	九三	岡田 誠	同	同	同	二五、一、一〇
鳥こち	四	福岡 壽男	興国人絹バルブ株式会社鳥取出張所	同	同	同
鳥あわ	二〇六	絹川登美雄	旭製紙株式会社	同	同	二四、一〇、一〇
鳥しを	五	吉田 澄子	飼料配給公團縣支所	同	同	同
米さち	一五	赤井 藏雄	米子市西伯郡養蚕農業協同組合連合会	同	同	二二、一五

米ほう	七六	三浦 寛二	伯耆貨物自動車会社	同	二五、一、一八
米さし	九二	齊藤 弥一	有限会社山日社	同	二四、六、
米を	七	安田 光孝	大阪暖房商會、阪電氣商會米子出張所同	同	二五、二、九
米たに	一二七	住田 秋範	合資会社谷川商會	同	同 一〇
岩うい	二三	米谷 幸子	宇倍野村農協組合	同	二四、一二、六
氣いも	五八	小林 敏紀	井島製材所	同	同 一五
氣たよ	五二七	井下 靜香	大洋製紙株式会社賣木工場	同	同 六
氣こわ	七〇	青木 陽子	小鷲河農協組合	同	二五、一、五
同	八二	井伊 房代	同	同	二四、一二、一
同	七九	井伊 照代	同	同	同
八たけ	一二	鳥居 清	竹中木材工業株式会社	同	二五、二、一八
八へち		藤原 時正	平和林業株式会社智頭營業所	同	二四、七、二五
八ひら	二八	和多瀬金治	平尾木材工業株式会社	同	二五、二、二七
八といむ	一〇	岸田 勤	鳥取無盡智頭支店	同	二四、一二、三〇
東いね	六五一	坂本 国雄	鷹羽木材工業株式会社	同	二五、二、一九
東くり	二六	宮脇 恒代	倉吉製氷株式会社	同	同 一、二六
東はつ	五三	牧野 利夫	橋津産業株式会社	同	一二、二五 同 一〇
東まと	一六	松田 敏彦	松田木材有限会社	同	三〇 同 二二

東ゆる	一五	松本 岩雄	由良町農業協同組合	同	一、一、二四、一二、一
東しあ二	六五二	中川 敏	伯耆振興工業株式会社	同	六、一、同 二七、一
同	二、七六四	中川 緑	同	同	同
同	二、八九九	眞山 博	同	同	同
東もい	八五	中林 愛子	森産業株式会社	同	同 一〇、一
同	一〇九	岡 秀敏	同	同	同 九、三〇
東をか	一五	山掛 武久	小鴨村農協同組合	同	二五、二、一〇
西をぎ	三八	角野 茂子	大沢組	同	同 二
西なき	三	角 うめ	中島織物工場	同	同 一、二七

◇鳥取縣告示第百九十三号

昭和二十四年七月鳥取縣告示第三百九十二号兒童福祉法による保育所給食費の基準中次のように改め公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

昭和二十五年四月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

乳 児 一人一日 二五円を二四円三〇銭に
幼 兒 同 四円を三円八〇銭に改める。

教育委員会規則

◇鳥取縣教育委員会規則第四号

鳥取縣教育委員会事務局分課分掌規則中改正の件
昭和二十三年十一月鳥取縣教育委員会規則第三号鳥取縣教育委員会事務局分課分掌規則の一部を次のように改める。

00206

昭和二十五年四月十四日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會事務局分掌規則中改正規則

第一條中総務課の末尾に次の項を加える。

- 一、教育事務のための契約に関する事
- 一、教育委員會の職員の組織する労働組合に関する事

一、学校その他の教育機関の用に供し又は用に供するものと決定した財産（教育財産という）の取得管理及び処分に関する事

教務課の項の内「一、学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事」を削除し「一、学校その他の教育機関の運営及び管理に関する事」を「一、学校その他の教育機関の設置、廃止並びに運営及び管理に関する事」に、「一、別に教育公務員の任免等に関する法律の規定に基き校長及び教員の任免その他人事に関する事」を「一、教育公務員特別法に基き校長及び教員の任免その他人事に関する事」

に、「教員その他の教育機関の職員の組織する労働組合に関する事」を「一、学校その他の教育機関の職員の組織する労働組合に関する事」に、「一、教職員の厚生に関する事」を「一、校長、教員その他の教職員並びに生徒児童及び幼児の福利厚生に関する事」に改め、末尾に次の項を加える。

一、教育に関する法人（私立学校を設置する法人を除く）に関する事。

「調査課」とあるを「調査企画課」に改め末尾に次の項を加える。

- 一、教育の企画及び評價に関する事
- 一、教育委員會の弘報事業に関する事
- 一、地方教育委員會設置に関する事

社会教育課の項の内「一、社会教育施設の設置管理に關する事」を「一、社会教育施設の設置管理及び廃止に關する事」に改める。

「体育保健課」を「健康教育課」に「学校衛生に關する事」を「一、学校環境の衛生管理に關する事」

00207

に、「一、学校給食に關する事」を「一、縣内の学校の学校給食に關する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に關する事」に改め、末尾に次の項を加える。

- 一、校長、教員その他の教育職員並びに生徒児童及び幼児の保健に關する事
- 一、学校の保健計画の企画及び実施に關する事

附則

この規則は昭和二十五年三月三十一日からこれを適用する。

鳥取縣教育委員會規則第五号

教育公務員の意に反する不利益処分及び懲戒処分に関する審査手続規則を次のように定める。

昭和二十五年四月十四日

鳥取縣教育委員會

教育公務員の意に反する不利益処分及び

懲戒処分に關する審査手続規則

第一條 教育公務員がその意に反していぢるしく不利益な処分又は懲戒処分（以下処分という）を受け、教育公務員特別法（昭和二十四年法律第一号）第十五條第三項及び第十八條第二項の規定により鳥取縣教育委員會（以下委員會という）に対して審査を請求しようとするときは、処分説明書を受領した後三十日以内に委員會にその審査を請求することができる。

2 前項の審査を請求する者（以下請求者という）は審査請求書を委員會に提出しなければならない。

第二條 審査請求書には左の事項を記載し、請求者が署名押印しなければならない。

一 処分を受けた者の氏名、住所、生年月日ならびに処分を受けたときの職名及び勤務場所

二 処分の性質および時期

三 処分に対する不服の事由

四 口頭審理を請求する場合はその旨および公開、非公開の別

五 代理人を選任するときは、その氏名、住所、および

00208

び職業

六 証人を立てるときは、その氏名、住所、職業および証言を求めようとする事項

第三條 委員会は審査請求書が提出されたときは、これを受理するかどうかを決定して請求者に通知する。

2 審査請求書に重要な不備があるときは、委員会は相当の期間を定めて請求者にその補正を命ずることができ

3 前項の期間内に請求者が不備を補正しないときは、委員会は請求書を却下する。

第四條 請求者が代理人を選任、解任もしくは変更し、または証人を立てようとするときは、その氏名、住所、職業および証人の場合は証言を求めようとする事項を委員会に届け出でなければならぬ。

2 委員会は審査の進行上必要があると認めるときは、前項の代理人および証人の数を制限することができる。

第五條 請求者、その代理人その他その事案に関係を有する者は、あらゆる適切な事実および資料(以下証拠

という)を委員会に提出することができる。

2 委員会は、前項の証拠が事案の審査に必要なもの、または提出の期間がいちじるしく遅れたため、その調査が審査の進行を妨げるものと認めるときは、これを却下することができる。

第六條 委員会が必要があると認めるときは、請求者が立てた以外の証人を呼び出し、または鑑定人に証拠の鑑定を行わせ、その他必要な調査をすることができる。

第七條 委員会が証人の呼出をするときは、左の事項を記載した呼出状による。

- 一、証人として呼出す者の氏名、住所および職業
- 二、出頭すべき日時および場所
- 三、証言を求めようとする事項

第八條 委員会は証人に対し、口頭による証言にかえて口述書を提出させることができる。

第九條 請求者はいつでも書面審理の中途で、公開もしくは非公開の口頭審理を請求しまたは口頭審理の中途で書面審理を請求することができる。

00209

2 前項の請求は書面で行わなければならない。

第十條 口頭審理請求の場合、委員会は最初の口頭審理の十日前に書面をもつて、日時および場所を請求者その他の関係者に通知しなければならない。

第十一條 委員会は請求者その他必要な関係者がやむを得ない事由によつて指定された日時に口頭審理に出席できないときは、その日時を変更することができる。

2 前項の変更は速かに関係者に通知しなければならない。

3 口頭審理を請求した請求者およびその代理人が故意または重大な過失により指定した日時に出席しないときは、委員会はその審査の請求を棄却することができる。

第十二條 口頭審理は委員長が指揮する。委員長に事故があるときは副委員長が代理する。

2 委員長は発言を許し、またはその命令に従わない者に発言を禁止、もしくは退場を命ずることができる。

第十四條 公開口頭審理の傍聴人については、昭和二十三年十一月一日鳥取縣教育委員会規則第二号「鳥取縣教育委員会傍聴人規則」を準用する。

第十五條 委員会は口頭審理の調書を事務局職員に作成させなければならない。

2 前項の調書には左の事項を記載し、委員長および調査作成職員が署名押印する。

- 一 事案の表示
- 二 審理を行つた委員およびこれに関与した事務局職員の氏名
- 三 出席した請求者、その代理人、証人および鑑定人、ならびに欠席したこれらの者の氏名
- 四 審理の場所および年月日
- 五 公開、非公開の別
- 六 審理の概要

第十六條 請求者はその事案に関する委員会の判定があるまでは請求の全部または一部を取り下げることができる。この取り下げは書面をもつて委員会に申出で、

00210

その承認を求めなければならない。
2 取り下げの請求があつた部分については初めから係属しなかつたものとみなす。

第十七條 委員会は審査を終了したときは、速かに判定を行い、判定書を作成してその原本を保管し、これを請求者に送達しなければならない。

2 判定書には左の事項を記載する。

- 一 判定
- 二 事実及争点
- 三 理由

第十八條 判定書に違算、書損その他明白な誤があるときは、委員会はいつでも請求者の申立により、または職権をもつて更正することができる。

2 前項の更正は判定書の原本および正本に附記する。ただし正本に附記することができないときは更正通知書を請求者に送達する。

第十九條 文書の送達は交付、使送または書留郵便による。

第二十條 審査の費用は左に掲げるものを除く外、請求者の負担とする。

- 一 委員会が職権により呼び出した証人および鑑定人の宿泊料、旅費および日当
- 二 委員会が職権をもつて行つた調査に関する費用
- 三 委員会が文書の送達に要した費用

附則

この規則は昭和二十五年四月一日より適用する。

(参考)

(教育公務員特例法)

第十五條第三項 任命権者が、校長または教員に対しその意に反して降任し、免職し、その他これに対していぢるしく不利益な処分を行い、または懲戒処分を行う場合については、国家公務員法第八十九條から第九十二條第二項までの規定を準用する。但しこの場合において「人事院」とあるのは「任命権者」と読み替えるものとする。

第十八條第二項 第十五條第二項および第三項の規定は、

00211

教育長および専門的教育職員に準用する。

「国家公務員法」

第八十九條 職員に対し、その意に反して降給し、休職し、免職しその他これに対しいぢるしく不利益な処分を行い、または懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者はその職員に対し、その処分の際処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。職員が前項に規定するいぢるしく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができる。

第九十條 前條第一項に規定する処分を受けた職員は、処分説明書を受領した後三十日以内に、人事院にその審査を請求することができる。

第九十一條 前條に規定する請求を受理した時は、人事院またはその定める機関はたゞちにその事案を調査しなければならない。

前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない

い。口頭審理はその職員から請求があつたときは公開して行わなければならない。

処分を行つた者またはその代理人および処分を受けた職員は、すべて口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめらばに書類記録その他のあらゆる適切な事実および資料を提出することができる。

前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、人事院に対しあらゆる事実及び資料を提出することができる。第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事院はその処分を承認し、またはその裁量により修正しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院はその処分を取消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ適切な処置をなし、およびその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならない。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなければならない。